平成２７年（フ）第４０６号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目１番28号（ブリグリート602号）
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第９１３号
東京都国分寺市光町２丁目13番地14コーポ川島106
債務者　眞鍋　浩
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７８９号
埼玉県行田市長野３―20―７レオパレス陽光邸104、住民票上の住所横浜市中区若葉町２丁目21番地　アイナレアビラ702号室
債務者　山田　貞男
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７９０号
横浜市中区若葉町２丁目21番地　アイナレアビラ405号室、住民票上の住所横浜市中区若葉町２丁目21番地　アイナレアビラ702号室
債務者　山田　祐史
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１００号
神奈川県鎌倉市台1523番地　テラスＵ202
債務者　中山　敦子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４４号
静岡市清水区梅ヶ谷277番地　フジハイツＢ202、旧住所静岡県富士宮市原1105番地
債務者　植松　和彦
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５７号
熊本県球磨郡錦町大字木上北1696番地１　町営野間住宅４－４－１
債務者　川口　安奈
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第４１３８号
大阪市西成区長橋１丁目４番11号
債務者　齋藤正明こと斉藤正明こと　齊藤　正明
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７４７号
大阪市平野区長吉長原西３丁目９番１―204号
債務者　金沢佐緒里（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７７５号
大阪市住之江区新北島６丁目２番43号　ツインフォレスト住之江１番館　206
債務者　宮竹　利晃
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８２８号
大阪府茨木市若園町５番６号　若園ハイツ206号
債務者　中村　力
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８２９号
大阪府茨木市若園町５番６号　若園ハイツ206号
債務者　中村　美保
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５９号
栃木県宇都宮市元今泉７丁目16番15号　マロニエハイツ今泉Ｂ210
債務者　糸井　政美
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６７号
栃木県宇都宮市泉が丘６丁目５番８号　ドエル泉Ⅱ201号室、前住所福島県福島市郷野目字仲29番地の５　アード・ハイツＡ―102
債務者　山田　一宏
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６８号
栃木県宇都宮市泉が丘６丁目５番８号　ドエル泉Ⅱ201号室、前住所福島県福島市郷野目字仲29番地の５　アード・ハイツＡ―102
債務者　生井ひろみ
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係